

SMBC NEWS



2017年1月22日

環境保護税法を2018年より施行

全国人民代表大会（全人代）は2016年12月25日、「中華人民共和國環境保護税法」（中華人民共和國首席令第六十一号、以下「本法」）を可決しました。本法により汚染物質排出にかかる租税公課は、従来の「汚染物質排出費用」から「環境保護税」へ移行することとなります。本法は2018年1月1日より施行されます。

費用を税へ変更（中国語「費改税」）することで税負担の法的強制力が高まることを見込まれ、中央政府の環境保護・汚染物質排出削減へ向けた一層の姿勢強化が伺えます。

本法では、従前の徴収対象企業・汚染物質の分類などは基本的に引き継がれる一方、汚染物質の排出濃度が基準を下回れば優遇措置が受けられるなど企業努力を促す措置も規定されています。なお、注目されていた自動車排気ガスや二酸化炭素の課税対象への組み入れは見送られました。

<環境保護税・汚染物質排出費用の比較（地方政策を含めず）>

	環境保護税（本法、2018年～）	汚染物質排出費用 ^{（注1）} （1979年～2017年末）
納付者	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和國の領域・中華人民共和國が管轄するその他海域において、環境に対して課税汚染物質を直接排出する企業・事業単位・その他生産経営者 	<ul style="list-style-type: none"> 環境に対して汚染物質を直接排出する単位・個人工商事業者
徴収対象	<ul style="list-style-type: none"> 「課税汚染物質」。具体的には本法に付属する「環境保護税税目税額表」、「課税汚染物質及び当量値表」が規定する以下を指す。 <ol style="list-style-type: none"> 大気汚染物質 水質汚染物質 固体廃棄物 騒音 	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法・海洋環境保護法・水質汚染防止法などの規定に基づき排出される以下を指す。 <ol style="list-style-type: none"> 排気ガス 汚水 固体廃棄物・危険廃棄物 騒音
徴収対象外	<ul style="list-style-type: none"> 下記の条件に該当する場合、非徴収 <ul style="list-style-type: none"> 法に基づき設立した汚水集中処理・生活ゴミ集中処理場に課税汚染物質を排出する場合 国家・地方の環境保護基準に合致する施設・場所において固体廃棄物を保管或いは処置する場合 下記の条件に該当する場合、暫時非徴収 <ul style="list-style-type: none"> 農業生産（大規模養殖を含まない）による排出 自動車・鉄道機関車・非道路移動機械・船舶・航空機などの流動汚染源による排出 法に基づき設立した都市・農村の汚水集中処理・生活ゴミ集中処理場から排出される課税汚染物質が、国家・地方規定の排出基準を超過しない場合 納税人が総合利用する固体廃棄物が、国家・地方の環境保護基準に合致している場合 国務院が免税を批准するその他の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 下記の条件に該当する場合、非徴収 <ul style="list-style-type: none"> 汚水集中処理場に汚水を排出しているが、汚水処理費用を納付している場合 都市の汚水集中処理施設から基準到達汚水を排出する場合；但し、基準超過の場合、倍額を徴収（アンモニア態窒素・全リンは暫時非徴収） 固体廃棄物の保管或いは処置施設を建設且つ環境保護基準に合致している場合 自動車・航空機・船舶などの流動汚染源が排気ガス・騒音の基準超過の汚染物質を排出する場合

SMBC NEWS



徴収基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ <大気汚染物質> 課税額 = (1) 汚染当量数^(注2) × (2) 適用税額 (1) 汚染当量数が多い順に上位3項目 (2) 1.2~12元/各汚染当量 ・ <水質汚染物質> 課税額 = (1) 汚染当量数 × (2) 適用税額 (1) 汚染当量数が多い順に、第一類水質汚染物質(計10項目)の上位5項目+その他類水質汚染物質の上位3項目 (2) 1.4~14元/各汚染当量 ・ <固体廃棄物> 課税額 = 排出量 × (1) 適用税額 (1) 5~1,000元/t ・ <騒音> 課税額 = 基準超過のデジベル数に相応する (1) 適用税額 (1) 350元~11,200元/月 ・ <地方政府による調整権限> 省・自治区・直轄市人民政府は、本法に付す《環境保護税目税額表》が規定する税額範囲内で提議し、同級人民代表大会常務委員会に報告したうえで決定し、且つ全国人民代表大会常務委員会・國務院に報告・備案する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <排気ガス> 費用 = (1) 汚染当量数 × (2) 徴収基準 (1) 汚染当量数が多い順に上位3項目 (2) 主要汚染物質は1.2元/各汚染当量以上 ・ <汚水> 費用 = (1) 汚染当量数 × (1) 徴収基準 (1) 重金属5項目+その他汚染当量数が多い順に上位3項目 (2) 主要汚染物質・主要重金属5項目 ≥ 1.4元/各汚染当量 ・ <固体廃棄物・危険廃棄物> 費用：工業固体廃棄物：一括徴収，5~30元/t 危険廃棄物の埋立：各回1,000元/t ・ <騒音> 費用は基準超過のデジベル数に基づく ➢ 350元~11,200元/月 ・ <地方政府による調整権限> 国家が汚染物質排出費用の徴収基準に規定していない場合、省・自治区・直轄市人民政府は地方の汚染物質排出費用徴収基準を制定することができ、國務院価格主管部門などの部門に報告・備案する。
その他規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課税大気汚染物質・水質汚染物質の排出濃度が国家・地方の規定基準を30%下回る場合、75%に減じて徴収 ・ 課税大気汚染物質・水質汚染物質の排出濃度が国家・地方規定の基準を50%下回る場合、半減して徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準超過・総排出量の規定超過・淘汰類の生産工程装備或いは製品製造による汚染物質排出は、規定の徴収基準の倍額を徴収、且つ個別計算 ・ 汚染物質の排出濃度が国家・地方規定の汚染物質排出限度を50%以上下回る場合、半減して徴収
納付/所管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務機関 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 四半期毎の申告 納税人は月毎に計算し、四半期終了日から15日以内に排出地の税務機関に申告・納付 ➢ 一回毎の申告 納税人は納税義務の発生日から15日以内に排出地の税務機関に申告・納付 ・ 環境保護主管部門が汚染物質の測定管理の責を負う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保護主管部門 月毎に査定し、月毎・四半期毎に徴収

(注1) 関連法令：《汚染物質排出費用徴収・使用管理条例》(國務院令第369号、2003年7月1日実施)、《汚染物質排出費用徴収基準管理弁法》(国家計画委員会・財政部・国家環境保護総局・国家經濟貿易委員会令第31号、2003年7月1日実施)、《汚染物質費用徴収基準調整等の関連問題に関する通知》(発改價格[2014]2008号、2014年9月1日実施)、《汚染物質排出費用徴収基準の執行政策に関する具体的な問題に係る通知》(環弁[2015]10号、2015年1月22日実施)

(注2) 汚染物質の汚染当量数 = 当該汚染物質の排出量 ÷ 当該汚染物質の汚染当量値

以上

SMBC NEWS



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国(上海)自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大厦16楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大厦8楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室/電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599